

質問回答

平成 26 年 4 月 28 日

「イラク国海外投資促進(投資誘致)にかかる情報収集・確認調査」

(公示日:平成 26 年 4 月 16 日 / 公示番号:)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P4 7. 業務内容 (2) 第1次現地調査 在外研修	<p>1. タイでの在外研修の経費は、別見積とするかご教示下さい。</p> <p>2. 研修生の日当・宿泊・渡航費用の見積基準があればご教示下さい。</p> <p>3. タイ BOI に対する研修謝金は計上可能ですか。</p> <p>4. タイ BOI 以外の機関・団体に研修の一部をお願いした場合の移動費用及び謝金等の計上は可能ですか。</p>	<p>1. タイでの在外研修にかかる経費は本見積りでご提出ください。</p> <p>2. 研修生の日程・宿泊・渡航費用の見積基準について</p> <p>(1) 基本的に、タイ国における JICA 第三国研修の基準をベースとします。</p> <p>(2) 合計 10 名のうち、準高級と一般の区別については、プロジェクト開始後、イラク側と調整することを想定しています。ご提案いただいた研修内容を踏まえ、契約時にそれぞれ想定される人数を設定する予定です。</p> <p>(3) 航空券につきましては、準高級はビジネス、一般はエコノミーで順路直行のディスカウント往復航空券となる予定です。</p> <p>(4) 上記航空賃及び日当・宿泊については、契約交渉時に想定額を提示することとしますので、研修のご提案にあたっては、研修員の航空費及び日当・宿泊<u>以外</u>の経費(研修謝金、ビザ取得に係る費用およびタイ国内移動に係る交通費等)を本見積りでご提出ください。</p>

			<p>3. タイの研修受入れ機関への謝金について、講義形式であれば謝金の計上は可能ですが、視察のみの場合、謝金は計上いただく必要はありません。</p> <p>4. BOI 以外の機関・団体であっても同様となります。</p> <p>5. なお、在外研修に参加するイラク研修員のバンコク往復移動に同行いただくことは想定しておりません。</p>
2	P2 4. 関係機関	関係機関として示されているイラク側各機関・団体へのアポイントを JICA 現地事務所に依頼することは可能ですか。	基本的に調査団に調整・アポイントを行っていただくこととなりますが、JICA 現地事務所からも適宜サポートします。
3	3. 業務の対象地域 バグダッド、エルビル	バグダッド エルビル間のイラク国内線の航空券は日本国内から手配できない状況です。当該航空券の手配について、何らかの便宜を供与頂けるものかご教示を頂けますようお願いいたします。	バグダッド エルビル間の航空券につきましては、イラク事務所で手配します。他方、イラク研修員のバンコク往復移動については受注者のほうで手配してください。

以上